

埼玉県自給飼料生産支援事業実施要領

令和5年5月25日決裁

第1 目的

輸入粗飼料価格の高騰により、県内の酪農の経営は非常に厳しいものとなっている。そこで自給飼料生産に係る酪農家の負担増を軽減することにより、自給飼料生産の定着化を図るとともに、酪農経営の安定に資することを目的とする。

なお、本事業の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

第2 定義

1 酪農家

埼玉県内に農場を有し、搾乳の目的で乳用牛を飼養する畜産業者であり、令和6年度以降も営農を継続することが見込まれる者をいう。

2 飼料生産集団

酪農家に供給する飼料の生産（受託生産を含む）を行う組織で、代表者の定めがあり、定款等組織及び運営についての規約を備え、令和6年度以降も生産を継続することが見込まれる者をいう。

3 自給飼料

県内酪農家が自身で飼養している家畜に給与するために作付けを行う飼料作物、または県内飼料生産集団が生産し、県内酪農家へ販売または譲渡する飼料作物をいう。

第3 事業内容

この事業の種類、補助対象経費、採択要件、補助率については別表1のとおりとする。

第4 事業実施期間

この要領を制定した日から令和6年3月29日までとする。

第5 事業実施主体

この事業の実施主体は、全国農業協同組合連合会埼玉県本部及び埼玉酪農業協同組合とする。

なお、事業実施主体は、この事業の一部を知事が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

第6 事業の実施方法

1 事業の着手

この事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施主体においてこの事業の対象となる経費が発生した日をもって着手することができる。この場合にあつては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあ

らゆる損失当は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

2 事業実施計画の作成及び承認等

- (1) 事業参加を希望する酪農家または、飼料生産集団は、別紙様式第1号の事業参加申請書を、事業実施主体が定める日までに事業実施主体へ提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、前号の参加申請書を取りまとめ、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、知事が定める日までに知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(2)の申請書の内容を審査し、適切であると認められるときにこれを承認し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。
- (4) 補助金の交付決定があった後に下記事項についての変更を行うとする場合には、(2)の規定に準じ、あらかじめ事業変更計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業費の30%を超える増減

3 補助金の交付

事業実施主体は、事業参加者に対して補助金を交付し、その旨を事業参加者あて通知するとともに、別紙様式第3号により知事に報告するものとする。
なお、補助金は100円未満を切り捨てる。

第7 県の補助

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、この事業に要する経費について補助するものとする。

第8 事業報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行する。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	交付対象	補助率
1 自給飼料生産費に対する補助	事業実施主体が、酪農家、または飼料生産集団の自給飼料生産費に対して補助するのに要する経費。	令和5年1月から令和5年6月の期間内に自給飼料作物が作付状態であるほ場の実面積※	飼料作物作付面積10a当たり 5,000円以内
2 1の推進に係る事務(推進事務)	事業実施主体が1の事業実施に必要な、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、賃金、雑役務等	※同一ほ場における補助金交付は1度のみ。	定額

別紙様式第1号

埼玉県自給飼料生産支援事業参加申請書

年 月 日

(宛先)
事業実施主体

申請者 住 所
氏名又は団体/法人
の名称・代表者氏名

埼玉県自給飼料生産支援事業に参加したいので、同事業実施要領第6の2(1)の規定に基づき、関係書類を備えて申請します。

記

1 農場住所

2 自給飼料の作付け状況

飼料作物の種類	作付面積 (a)	備 考
合 計		

3 営農継続について（継続の場合は□にチェックを記入）

令和6年度以降、営農を継続します。

4 添付書類

- (1) 別紙様式第1号-2 誓約書
- (2) 飼料作物作付ほ場の場所が確認できる書類
- (3) 飼料作物の作付が確認できる書類
- (4) 別紙様式第1号-3（飼料生産集団が申請者の場合）

別紙様式第1号-3 飼料生産集団関係

1 飼料生産集団の概要

飼料生産集団名	代表者名	所在地

2 飼料の供給計画の内容

記入例：
【A飼料生産集団】飼料用稲 5ha の作付～栽培管理を実施。立毛で引渡し。
【供給先〇〇市△△牧場】収穫・梱包・運搬を実施。飼養する酪農に給与。

3 供給先酪農家の確認

_____は、
1 の飼料生産集団が、埼玉県自給飼料生産支援事業参加申請書を提出することに異
存ありません。

※下線部は供給先の酪農家が自著で記入

4 添付資料

- (1) 飼料生産集団の定款、規約等
- (2) 供給先酪農家との供給契約書等の写し

別紙様式第2号

埼玉県自給飼料生産支援事業実施計画（変更）承認申請書

年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住 所

事業実施主体

埼玉県自給飼料生産支援事業実施要領第6の2(2)（変更の場合は(4)）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

記

1 添付書類

- (1) 別紙様式第2号-2 事業実施計画書
- (2) 別紙様式第2号-3 助成額算定シート

（注） 事業計画の変更申請の場合は、変更承認申請前の数値等を（ ）書きで上段に、変更後の数値等を下段に記載すること。事業実施計画書も同様に記載すること。

別紙様式第2号-2 事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業（変更）の内容

(1) 自給飼料生産費に対する補助

事業参加者数	自給飼料作付面積	補助額	備考
戸	a	円	

(2) 推進事務

項目	事業費（円）	備考
合計		

備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

3 経費の配分

事業内容	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
1 自給飼料生産費に対する補助				
2 推進事務				
計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 事業完了予定年月日

年 月 日

				自動計算
番号	市町村	氏名・名称	自給飼料作物実面積(a)① (小数点第2位以下切り捨て)	助成額(円)② (②=①×助成単価/10) ※100円未満は、切り捨て
1				0
2				0
3				0
4				0
5				0
6				0
7				0
8				0
9				0
10				0
11				0
12				0
13				0
14				0
15				0
16				0
17				0
18				0
19				0
20				0
21				0
22				0
23				0
24				0
25				0
26				0
27				0
28				0
29				0
30				0
31				0
32				0
33				0
34				0
35				0
36				0
37				0
38				0
39				0
40				0
41				0
42				0
43				0
44				0
45				0
46				0
47				0
48				0
49				0
50				0
51				0
52				0
53				0
54				0
55				0
56				0
57				0
58				0
59				0
60				0
61				0
62				0
63				0
64				0
65				0
66				0
67				0
68				0
69				0
70				0

別紙様式第3号

埼玉県自給飼料生産支援事業交付状況報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所

事業実施主体

埼玉県自給飼料生産支援事業実施要領第6の3の規定に基づき、下記のとおり交付状況報告書を提出します。

記

1 自給飼料生産費に対する補助

事業参加者数	自給飼料作付実面積	補助額	備考
戸	a	円	

2 事業参加者別の交付状況一覧